

双月刊行有料宅配誌／編集兼発行人・中村公曾

蒼蒼

第109号

2003年2月10日発行
宅配料2年12号1000円
(小額郵便切手可)

株式会社蒼蒼社／東京都町田市森野2・26・16

中国の歴史を どのようにとらえるか 「法統」という概念

竹内 実

「はじめに」の「はじめに」

以下の「はじめに」にはじまる拙論は『比較法史研究』のために執筆した。これは宮坂宏氏の論文にたいする答えであるが、じゅぶん氏に氏の論点を説明したとは

いえ、むしろ、わたしの「法統」についての考えと、関連する資料の紹介となっていると思う。

近刊の『比較法史研究』に掲載予定の原稿ではあるが、考えてみると、宮坂氏との「論争」は、本誌『蒼蒼』にはじまっている。本誌にも投稿する「義理」があるのではないかと、と考え、『蒼蒼』編集部にお送りするしだいである。

はじめに

このところ、わたしは自分でたてた一つのテーマとして「法統」を考えてきた。一年まえ、『法統』論「法」と「理」と題する拙論を発表したのも、これについて考えた一つの過程であった(特集「歴史のなかの普遍法」『比較法史研究』思想・制度・社会 未来社二〇〇二年三月)。

これは、中華人民共和国を成立させる母胎となった「政治協商会議」の性質をめぐって執筆したものである。

北京でひらかれたこれと、そのまえに重慶でひらかれたものとのあいだに、継承関係があるか否か、という点について、わたしは継承関係がある、と考えた、そのことをの

べたのである。

逆に、両者には関係がない、断絶していると考えておられるのが宮坂宏先生で、右の拙文にたいし、反論をよせられた。宮坂先生の反論を掲載するにあたり、『比較法史研究』編集部は、わたしに反論についての反論があるなら、同時掲載をしたい、と打診してこられたので、以下の拙文をしたためたしだいである。

もともと、右の拙文は宮坂先生の「現代中国法と『法統』」『比較法史研究』思想・制度・社会 未来社(発売)一九九三年三月)にたいする反論としてかかれたものである。

この反論を執筆したとき、すでに宮坂論文からほとんど七年以上も経過していた。それで、わたしの反論に接した宮坂先生は意外に感じられたと推測され、わたしとしては恐縮している。

一九九四年九月から北京に日本学研究所センターに赴任し、一年半のあいだ北京に長期滞在し、いったん帰国したあと、杭州大学日本文化研究所に、半年、研究のため滞在したことがつき、わたしは宮坂先生の貴重な反論について、前述の『比較法史研究』

を同誌編集部から送付されるまでまったく知らなかったのである。

そして、この宮坂先生の反論は、じつは蒼蒼社の定期刊行『蒼蒼』誌上で、議論がやりとりされていたテーマについてのものなのである。

重慶と北京の、二度の政治協商会議に継承関係があるか否かの議論は、けっきょくは中華民国と中華人民共和国とのあいだに継承関係があるか否かあるか否かということになるだろう。

もし、そうなるとすれば、いま、台北にある政権が称する「中華民国」という国号は、いかなる性質のものと考えるのが妥当か、という問題にもつながる。うっかり手を触れると、やけどしそうな、熱い問題である。

しかしわたしが「法統」の問題を考えると、具体的に「おもいがかけていたのは、中華民国時代の軍閥割拠、軍閥内戦の状況だった。軍閥はたがい争い、強いものが勝ちのこって、権力を手に入れ、その争いは大義名分がないようであったが、そのなかにも、かれなりの大義名分の主張はあり、つまりその主張が「法統」としての正当性、妥

当性、合法性（あえて合法性といおう）の主眼だった（とわたしは考える）。

そこで、この軍閥時代の終焉ともいうべき中華人民共和国の成立にあたって、この歴史認識はあつたはずで、成立の母胎となつた政治協商会議の召集にあつたひとたち、参加したひとたちは、口にはだしてはいわなかったにしても、「法統」の意識をもっていたにちがいない。

すなわち、北京の政治協商会議は重慶の政治協商会議（一九四六年一月開催）を継承してひらかれるものだ、この会議を開催することによって、新しい国家は正当性、妥当性、合法性をもつのだ、と考えていたにちがいない。

というのが、わたしの議論だった。宮坂論文はわたしへの反論をのべるにあたって、わたしの趣旨を要約しておられ、ありがたくおもっているが、わたしとしてはけっきょくは右のように要約できるとおもつた。

わたしのこのような立論は、じつは中国の歴史についてのみかたとも関連している。

中国の歴史は、王朝交替の歴史である、

といえよう。したがって、そこには弱肉強食、強いもの勝ちの論理、あるいは法則しかないようであるが、そのなかにも大義名分は必要で、大義名分がなければ新しい王朝は「正当」とみなされない。つまり、「正統」も「正当」も、セイトウとよむからややこしいが、論理にたよつた主張だといえよう。

大義名分というと、議論はややこしい。どのような大義名分か、ということになるからである。しかしそこまでたちらず、新しい国家を樹立しようとするとき、新しい国家をたてようとするひとたちが、どのように新しい国家を考えていたか、という点にしばれば、はなしはわかりやすい。

さて、北京の政治協商会議において、そもそもの第一回の会合の冒頭に配布された、ある文章につきのようにあつた。

中華人民共和国（略称：中華民国）

さらに説明があつて、この案は「民主党派の反対が強く、とりやめになった」とあつた。

民主党派が反対したとなれば、原案は共産党が提出したのだらう。この文章をみつ

けたわたしはさっそくこの文章のコピーを依頼したのだが、ほかの用件があつて確認せず、帰国してからしらべると、欠落していた。原本は、社会科学院の図書館の蔵書で、図書館は移転することになり、来年（二〇〇三年）の秋まで閲覧できないという。

ほかの類似の書名の、政治協商会議の文献集をさがし、あたつたが、まるで、このような文面の原案はない。わたしは夢をみたのではないか。

以前にも見当つた（一どは、たしかに読んで）文章がいくらさがしても発見できないということが、あつた。夢のなかでこれを見て、それを夢からさめて、さがしたのだ、と自分にいきかせたのだつた。

今回もそれだともつた。そんなに、このうのいい資料があるわけではない。

夢でみた、まぼろしの資料のことを「まえがき」にかき、「法統」論の結論として「つ」思つていた。そのやさき、まぼろしの文書をつらぎきする本にであつた。

『中国歴史秘聞軼事』上・下二冊 山東画報出版社 二〇〇二年三月／八月第三次印刷 編著者は張壯年、張穎霞。

まったく、べつの関心があつて、北京の友人に依頼して入手したのだつた。

めずらしいできごと、ひとが知らないエピソードを集めたもので、上下冊、それぞれ二四二、二四四の話題が上は一部、下は七部に分類されている。

まあ、なかには、周恩来と魯迅（本名、周樹人）が同族だ、というふうなものもあつて、ついさきごろ、いっしょうけんめいに、この件について、『中国長江 歴史の旅』の原稿のなかにしるし、出版社（朝日新聞社）にわたしたばかりのわたしとしては、フム、フムといながら読んで、先刻ご承知の部分もないわけではなかつた。

さすがに途中であきてきて、巻頭の目次をめくっていると、次のような項目が、目にとびこんできた。

「中華人民共和国の国名はいかにして確定されたか」

編者も意地がわるい。

「もの名前のほじまり」とでも訳す名称溯源部のさいごに、さりげなくほうりこんであつた。

わたしがまえにのべた、まぼろしの文書は、これによると、たしかに実在したの

だつた。夢のなかで、夢うつつにみたものではなかつたと、わかつた。このなかに、その文書は引用されていないが、念頭において読むと、この話題の脈絡がいつそうよくわかる。

結論として、論争のどちら側に有利にはたらかるか。

なんともいえない。

宮坂宏先生が自説の正当性を、ここに示出した秘話を根拠に主張されるなら、それも可能であらう。

しかしながら、わたしとしては、中華民国—中華人民共和国のあいだに、継承性があるとみとめざるをえない。

それならば、目下、中華民国を称する国号の正当性をどのように考えるか、という質問があるかもしれないが、そのことについては、じつは白紙の状態である、としか、わたしは答えられない。「法統」というものがあつて、一九四九年に、これがはたらいた、というのみである。以下は、この項目の全訳である。

「中華人民共和国」の国名はいかにして確定されたか

新中国成立の前夜、政協（政治協商会議）準備会は六つの分科会に分かれ、それぞれ政協会議のことがらを準備した。

第四分科会は中央人民政府組織法の起草の責任をおい、議長は董必武、副議長は黄炎培だった。黄が北京を留守にするときは清華大学教授の張奚若（ちよつけいじゃく）が代理した。

新中国の究明について討論がはじまる、分科会は意見が分かれた。

新中国が成立するまえ、中国共産党の指導者や民主人士（中国共産党に同調するひとを称した）の論文、講演はたいいてい「中華人民民主共和国」の呼称をもちいていた。

一九四九年六月十五日、新しい政協準備会の第一回総会において、毛沢東はいさつをのべ、さいごにスローガンを三つ叫んだ。

そのなかの一つが、
中華人民民主共和国万歳！

この名称にたいして、あまりに長すぎ

る、「民主」を削るべきだ、と張奚若は考えた。

かれは、新中国の呼称は「中華人民共和国」であるべきだと主張した、さいしょの人物である。

討論ののち、分科会ではつぎのようにまとまった。

中華人民民主共和国を中華人民共和国とあらためる
略称は「中華民国」、あるいは「中華民主国」とする

そのあと、周恩来総理は、とくべつに長老の同志若干名を召集して、「中華民国」の略称が必要か否か、討論した。

黄炎培、何香凝らは、残すべきだと主張した。

孫中山の革命の成果が中華民国であり、おおくの烈士（戦死、獄死した革命家をいう）の血をもつてかちとつたものと、何香凝はのべた。

これにたいし、周致祥は発言した。
「中華民国」という名称は蒋介石によつて、泥まみれにされてしまった（原文

「弄得不堪言状」）。

一般の民衆は、もはやなんらの好感もない。

二どにわたる革命（辛亥革命と新民主主義革命）の性格が根本的に異なることを示すため、中華人民民主共和国をもちいるべきだと、強く主張した。

有名な法律の専門家、沈鈞儒（しんきんじゆ）は、新旧の国号を並用してはならない根拠について説明をくわえた。

集まった長老たちは、さいごに中華人民民主共和国を新中国の国名とし、いかなる略称ももちいないと、一致して同意した。

のちに、「中華人民民主共和国」という国家の名称について、董必武はつぎのように説明している。

共和国というのは、われわれの国体を説明しており、人民の二字はこんにちの新民主主義の中国では、労働者、農民、小ブルジョア階級と民族資本家階級といった四つの階級のひとびとを指すという、この説明は確立している。これは人民民主專政（專政は独裁の意）の意味をあらわしているのであるから、

さらに「民主」の二字を加えて重複させる必要はない。

一九四九年九月二十七日、政協第一期総会は張奚若の提議した「中華人民共和国」の国名を採択した。

むすび

以上の訳出にあたっては、改行して、それぞれの主張をよみとりやすくした。

周致祥については、なおしらべたい（この存知の方は、教示されたい）が、かれの主張には一種の感慨をおぼえる。

当時は「新民主主義革命」というのがキーワードだった。

いまからふりかえると、第二次世界大戦にたいし、「ミンテルン」は「民族統一戦線」という戦術を採択した。それまでの紋切り型の階級闘争一本槍（いっほんやり）をあらためたのである。その結果「反ファシズム戦争」と名づけるこの第二次世界大戦に勝利したので、それにつづく「革命」を「新民主主義革命」と名づけ、「民族資本家」「も仲間（なかも）」に認定したのである。これは張奚若のいうとおりである。

周致祥は、むしろこの「新民主主義革命」が「辛亥革命」とはちがう点を強調したのだった。

こうした「革命」の区分、腑分けは、当時としては必要だったろうが、いま読みかえすと、いささか鼻白むものがある。

いかにもソビエト連邦にたむろした理論家、法学者がとびつき（そつな）じじつとびついた（理論上のテーマである。しかし、この理論とはなんだ）たのたのたのた。無意味ではあったが、なお尾をひいた。

文化大革命がはじまったばかりのとき強調されたのは「社会主義革命」だった。つまり「新民主主義革命」が不徹底だった部分に手をつけようとしたのだらう。ただし、私見によれば、これは理論的な腑分けというものであって、じっさいにおこなわれた文化大革命の実態とは、別箇のことである。

しかしながら、ここで、文化大革命をもちだして、北京で開催された政治協商会議についての議論にもちこむことは避けたい。

ここに訳出した小文をもつてしても、略称にせよ、とにかく「中華民国」という国号を残しておこうとしたのは誰か、わから

ない。

当時は、国民党と共産党は内戦をたかつていたが、そのなかにあつても、なお、和平の道を残しておこうとした配慮があつたとすれば、わたしは周恩来だったのではないかとおもふ。毛沢東も周恩来に反対はしなかつたのだらう。あるいは、毛沢東が提唱したとも考えられる。

議論の本筋ともいへば、「法統」が継承されたか否かは、つまりは事実の認定にかかわることなので、ここまでの議論ではじゅうぶん解明されたとはいえない。ただ、わたしは、くりかえしのべるようであるが、「法統」という概念が、中国の近代史、軍閥混戦のなかにも強く意識されていたということ、それは中国の歴史における「正統」観念とむすびついていること、をのべたいのである。

「三國志」の物語で、三つ巴の争いをくりかえす、魏、蜀、呉のそれぞれの英雄豪傑のあたまを強く束縛していたのも、この「正統」観念だった。漢の王朝は劉備によつてつけがれるべきだというのが「正統」だというのが、「三國志」を語ってきた講師、それをまとめた『三國志演義』の著者、羅貫中の信念

だった。

じつさいには、曹操は天下人（てんかびと）として、じゅうぶん資格をそなえていたとわたしは考えるが、かれはついに即位しなかった。

漢王朝は劉という姓のものが「正統」的地位にあるという考えは、「三国志」の物語をつらぬく観念だったのである。曹操も、この観念を破壊しようとは考えなかった。

近代において、「法統」といふばあい、かつての劉姓に匹敵する観念はなにかといえは孫文にとっては、中華民国の憲法ともいふべき、「臨時約法」を守ることだった。

では、中華人民共和国が中華民国を継承したとして、何を継承することによって、国家として継承したのかといえは、その一つの根拠は「政治協商会議」だった。全国から代表を集めて、新しい政権（国家）を誕生させる、この考えは、「正統」意識の重要な柱である。

中華民国の誕生にあたり、十七省の代表四十五人が出席して、南京で会議をひらき、中央臨時政府を準備し、臨時大総統として投票によって孫文を選出している。

中国各地から代表が集まるといふ形式で

ある。これがたいせつなのだ。

中国共産党も、創立にあたっては、七つの地方から集まった十二名の代表によって、第一回全国代表大会を上海で開催している。七つの地方というのは、党史ともいふべき、中国共産党的七十年、胡繩主編、中共党史出版社一九九一年八月）によると、上海、北京、長沙、武漢、濟南、広州、日本滞（原文「旅日」）、というふうに地名があげられている。これをもって「全国」といえるかどうかは、こんにちのわれわれの考えであって、当時のこれらの勢力からすれば、「全国」なっていた。こうして、「法統」が（中国共産党としての）はじまった、といえる。

つまり、中国共産党は政党として新しく出現したにもかかわらず、一般民衆からみて合法的である、正当的である、大義名分がある、公明正大、であるといった感想をもってもらいたい、という気づかいをしたのだ。いつぼつで「革命」をおこないながら、もういつぼつで「気づかい」をするというのが、政治の秘訣なのだろうか。

一九四九年十月二日、中華人民共和国の建

は、そのさい削除することになる。

じつは以上の拙論を蒼蒼社に送付、さらに初校を送付した直後に、Y君の訪問を受けた。Y君は京都大学法学部で研鑽をつまれた青年学者で、このほど博士号を授与されることになった。

よもやまばなしのすえに、「法統」について、目下、掲載を準備しているとはなしたところ、Y君は膝をのりだした。

中国人であるY君は、中華人民共和国と中華民国の継承関係にいたく興味をもったようである。本稿はあいにく手元になかったが、これまでの宮坂先生との論文をかわれた。かれはさっそくコピーしてもちかえったのだ。

わたしの関心は目下、中国の歴史ぜんたいにあるので、特定の国家間の継承については、いまのところアタマがはたらかない。あるいはY君が、この論争ぜんたいから、新しい観点を提出してくれるのではないかと期待している。

(二〇〇三 一 一〇)

「むすび」の「むすび」

以上は『比較法史研究』に掲載していた
だく拙論で、「この項」「むすび」の「むすび」

(二〇〇三 一 一七)

近藤義雄（近藤公認会計士事務所）著

中国進出企業Q&A

設立・運営・税務・会計

A5判二六四頁 定価二四〇〇円十税

会社の設立から運営、会計と税務の気になるポイントを解説。素朴な一〇〇の疑問に、Q&Aの形式でやさしく回答。進出を目指す者にも、既に進出した者にも座右にこの一冊。

美野久志／西 忠雄共著

中国市場開放プログラム

A5判二七二頁 定価二四〇〇円十税

- ①二〇一〇年まで、実際には二〇〇六年までに中国市場は大きく開放される。
- ②その開放プログラムはWTO加盟文書として世界に公約されている。
- ③日本のビジネススマンに開かれた巨大市場の可能性を分析・予測する。
- ④一目にしてナットクできる「解説―図版」見開き対照のページ構成。
- ⑤巻末には経済産業省作成の「WTO加盟文書」をコンパクトに纏める。

経済産業省監修 荒木一郎／西忠雄共訳



全訳

中国WTO加盟文書

日中英文対照 CD-ROM 付

B 5 判 1,200 頁 定価：本体 10,000 + 税

中国の WTO 加盟に際しての全文書（加盟議定書、加盟作業部会報告書のほかに膨大な 9 つの附属書）を邦訳。付録として英文一日文一中文を比較対照できる CD-ROM をつける。

中国 WTO 加盟文書とは？

- [1] 中国の WTO 加盟各国に対する国際的な公約が中国 WTO 加盟文書です。
- [2] 中国 WTO 加盟文書は、電話帳のように膨大なもので、①加盟議定書、②同附属書、③加盟作業部会報告書の 3 部からなっています。
①加盟議定書は、中国が WTO に加盟するに際しての条件を明記しています。
②付属書は、議定書で言及した事項の具体的措置を記述したもので、その中にモノの貿易にかかわる関税譲許表およびサービス約束表が含まれています。
③加盟作業部会報告書は、加盟作業部会での中国側と既加盟国との間の質疑応答の経緯を包括的にまとめたドキュメントです。
- [3] 中国 WTO 加盟文書は、英語が正文であり、中国語版に法的効力はあません。

日中英文対照 CD-ROM 付

- コンテンツ① CD-ROM 版には、本書に収められた全文書が収録しており、日本文、英文については検索エンジンで全文検索できます。
- コンテンツ② CD-ROM 版には、同文書の中国語訳を全文収録しています。
- コンテンツ③ CD-ROM 版には、中国 WTO 加盟文書に関する資料源へのリンクも収録されています。

『全訳 中国 WTO 加盟文書』を推薦します

元駐中国日本大使 佐藤嘉恭
人口一二億をこえる市場を持つ中国の WTO 加盟は世界経済の発展にとって画期的な出来事であった。今、中国各地ではこの膨大な加盟文書について多くの勉強会が開かれている。中国との貿易額が往復一十億ドルになる日もそう遠くない。加盟文書について理解を深めることは、中国経済の変貌を知る上でも欠かせない。

横浜市立大学教授 矢吹 晋

中国市場経済の現実には、もはやイデオロギー解釈は問題ではなく、国際的な誓約である WTO 加盟文書を如何に誠実に実行するかにかかっている。今後十年の中国を展望する準則は、この WTO 加盟文書の中に詳述されている市場開放のプログラムにこそある。

慶應義塾大学総合政策学部長 小島朋之

中国理解に秘策はなく、やはり、実事求是しかない。WTO 加盟は、中国の将来シナリオに大きな影響を及ぼす。中国自身が「全球化（グローバル化）」を「機会と挑戦」とい

うように、WTO 加盟は短期的には困難をとまなう「挑戦」であり、その成功が長期的には「富強」大国化への「機会」を与えてくれるという点だ。シナリオ予測に向けた「実事求是」は、まずは「WTO 加盟文書」の精読が出発点である。

財団法人日中経済協会理事長 緒方謙二郎
中国の WTO 加盟交渉に日本政府代表として参画した荒木氏と、長年日中ビジネスの最前線におられた西氏により中国の加盟条件が邦訳された意義は大きい。今後の中国の約束履行を注視する実務家、研究者に活用されることを期待する。

日本国際貿易促進協会理事長 中田慶雄
十五年にわたる加盟交渉の間、中国社会は大きく変革した。加盟実現は、国際化した市場経済体制が保証されたことである。最大の経済関係にある日本は、いかに共存共栄関係を構築していくか。加盟文書が条件を示している。

(株)伊藤忠商事 顧問・中国研究所長 藤野文昭

中国の WTO 加盟で、東アジアの経済協力構想の基本条件が整った。中国市場がど

のように開放され、共存共栄の経済関係を構築できるか。加盟文書の約束を十分把握して日中協力事業を展開することが重要だ。

三菱商事(株)中国総代表 武田勝年
変化の激しい中国を理解する為には事実の確認と複眼の観察が欠かせない。二十年に亘って中国関係の書籍、資料を患直なまでのスタンスで提供してきた蒼蒼社が全力を挙げて編集した本書が多方面で大いに活用されることを期待したい。

京都大学名誉教授 竹内 実

中国の WTO 加盟はほんとうに中国にとってプラスになるのだろうか。わたしは疑問におもつ。しかし、このような外圧をみずから仕掛けることによつて、脱皮しようとしているのだとすれば、それはそれとなつてくることができる。二一世紀はアメリカの凋落と中国、ロシアの抬頭の世紀になるかもしれない。そこまでの展望を抱いて WTO に加盟したのだろうか。わたしのもう一つの疑問である。現代史は予想がつかないが、いま公開されている文書文献をじっくり読むと、行間、字間から未来がうかがい見えてくる。本書を推薦するゆえんである。

(敬称略 順不同)

中国的なるものを考える③

アジア的生産様式

論争物語断片 その3

森谷克己、秋沢修二、その他

福本勝清
(明治大学教授)

前回、前々回と、二回ほど、秋沢修二について触れた。同じく、アジア的生産様式とアジア的停滞論を結びつけたとされているものに、森谷克己がいる。森谷克己は『支那社会経済史』(一九三四)、『アジア的生産様式論』(一九三七)の著者として知られる。また、ハイリッヒ・クノーやウィットフォーゲル(平野義太郎と共訳)の翻訳者としても知られている。森谷のアジア的生産様式は農業共同体(原始共産制)の生産様式説である。ただし、アジア的生産様式の影響は後世に及ぶ。たとえば、中国では原始共同体の解体後、ギリシア・ローマ

的奴隷制は発展しえず、官僚主義的封建制が成立したとする。問題は戦中期であり、アジア的生産様式とアジア的停滞を結びつけた少なからぬ小文を書いており、それはほぼ『東洋的生活圏』(一九四二)に収録されている。先輩の平野義太郎ほど派手ではなかったにせよ、アジア的生産様式論者が「大東亜共栄圏」の鼓吹者となった例とみなすことができよう。

そのためであろうか、戦後、森谷克己は『東洋的社会の歴史と思想』(一九四八)のほか、一九五〇年代にはアジア的生産様式に関する論文を数本書いているにもかかわらず、学界の注目を浴びることもなく、せいぜい論文名が注記されるくらいで終わっている。なかでも印象的なのは、西嶋定生、中国古代理社会の構造的特質に関する問題点』(『中国史の時代区分』所収、一九五七)における言及である。そこにおいて、西嶋は戦前の中国古代理社会研究の水準やその継承を論じているのであるが、以下のように言っている。

「たとえば、森谷克己『支那社会経済史』は殷代を原始社会の末期、周代を未熟なる封建社会としてとらえ、秋沢修二『支那社会構や木村正雄の「斉民制」といった総体的奴隷制や東洋的専制主義の別名が生まれたということだけは言える。そしてそのような別名や呼び換えは、当時の歴史を振り返れば、ある意味では正しかったのかも知れない。」

一九五七年、ウィットフォーゲル、オリエンタル・デスポティズム』が書かれ、それは六十年代初頭に、日本でも『東洋的専制主義』として邦訳出版される。「共産主義」という名の新たな「全体主義」の基礎こそ東洋的専制主義にあると決め付けた感のある本書の登場は、日本に中国をフィールドとする本格的なアジア的生産様式論者がいたとするならば、それはおそらく災いの到来でしかなかつたであろう。

話題を森谷克己に戻せば、森谷の遺稿集(一九六五)には、数本の中国古代理社会に関する論文が収録されている。それらは一九五〇年代から一九六〇年代前半に書かれたものであるが、従来と同じように、みなアジア的生産様式論を踏まえたものである。確かに戦後東洋史学の巨匠たち、西嶋定生、木村正雄、増淵竜夫らと比較すれば、森谷の中国古代理社会論は、構想のスケールにおいて、

成』は漢末までを古代社会としてとらえ魏晋南北朝から隋唐に至る長い時代を古代社会から封建社会へ至る過渡期としてとらえている。これらの見解は、前述した二一年代の後期から三一年代にかけて日本で華々しく論争されたアジア的生産様式論争を背景として成立したものであったことはいうまでもない。

しかしこれらの見解はいわば専門的歴史学者といわれる人びと以外からの発言であって、アカデミックな歴史学界においては殆ど問題にされず、むしろそこではこのような時代区分論と関係なく中国史の研究が進められてきたのである。その中でも東京と京都の二つの大学の東洋史学科を中心とする中国史研究は、日本の中国史研究の二つの中心として、それぞれ独自の性格をもっていた。そしてそのおのりで培われた業績が、戦後の時代区分論争に豊富な材料を与えることになったのである。」

最初のこの文を読んだときの、とくに後半のバラグラフを読んだときの、強烈な違和感と忘れることができない。この人たちの自負というのには度を越えている、という理論的な緻密さにおいても、見劣りがするのはやむをえないところである。だが、研究論文として一定の水準は十分に維持していたと思われる。戦後のアジア的停滞論批判の流れのなかで、誰も使おうとしなくなつたアジア的生産様式を、一九五〇年代においてもずっと使い続けたこと、それが森谷の研究者としての孤立をいっそう深めたのではないか、その可能性は排除できないように思う。

やや瑣末なことであるが、日本ではふつう総体的奴隷制と訳される *pan-oriental slave system* を森谷は「全員奴隷制」と訳しているが、筆者はこの訳がとても気に入っている。筆者の語学力ではこの訳が正しいかどうか判定できない。ただ、昨年九月一七日以来の一連の報道によって、白日のもとに晒された北の「理想国家」は、最高指導者以外はみな彼の意のままに処分されるという意味で、まさにこの「全員奴隷制」の社会であったということに深い感慨を覚える。大切なのは、ここでいう奴隷とは本来の奴隷ではなく、奴隷のような人々、すなわち共和国の公民なのである。マルクスの「資本制生産に

印象であった。もう少し説明すると、秋沢は早稲田の哲学科であり、森谷は平野と同様、東大法学部出身であった。つまり、秋沢と森谷は、東洋史を研究するに足る学問的訓練をきちんと受けていない素人、門外漢だといっわけである。

西嶋が秋沢、森谷を門外漢呼ばわりしたことについて、現在はもう少し別な目で眺めるようになっていて、上記において西嶋が意図したのは、アジア的停滞論へのつながりを連想させるものを、中国史研究からすべて排除することではなかったのではないか。西嶋が日本の中国史研究においてリーダーシップを発揮するのは、一九五〇年前後からだと思われるが、彼は中国古代理社会構成を表すのに、アジア的生産様式はあるか、それを連想させるような東洋的専制主義や総体的奴隷制といった用語さえも使わず、説明し抜こうとしていたようにみえる。それは当時、西嶋に影響を与えていた石母田正の徹底した「アジア的生産様式嫌い」(『歴史と民族の発見』一九五二)から来たものであろうか。それとも、西嶋の学問的慎重さから来たものなのであろうか。ただ、そこから西嶋の「個人身支配体制」

先行する諸形態」に出てくる総体的奴隸制とは、本来は奴隸ではないけれども、ヨーロッパ人の目には奴隷にみえるところの、奴隷のような人々、すなわちアジアにおける専制国家の公民(良民)であったのだということが、今回の事件を通して改めて確認できたと思つていい。

中国研究(中国史研究)において戦後、アジアの生産様式論を公然と唱えたのは多田 狷介、『中国古史研究賞書』、『史艸』第十二号、一九七一)が最初であると言われている。塩沢君夫が歴研一九五七年度大会において「アジアの生産様式論」を提唱した時からすでに十四年がたち、一九六五年、国際的なアジアの生産様式論争の復活に鼓舞され、日本において論争(第一次論争)が華々しく展開されるようになってから六年後のことであった。だが、それにもかかわらず、戦後東洋史学のなかから初めてアジアの生産様式論が唱えられたということの評価しなければならぬ。一九七〇年代初頭、多田に続き、豊島静英がアジアの生産様式にもとづく古代社会論を唱え、太田幸男もアジアの共同体にもとづく古代的社会構成を想定している。太田はまた、侯外廬『中国古史社会

史論』を翻訳している(一九九七)など、アジアの生産様式論に関心のあるところを示している。ただ筆者は、多田らのアジアの生産様式論が伝統中国における村落規模の共同体の存在を前提としている点において、異論がある。むしろ、渡辺信一郎や足立啓二『専制国家史論』(一九九八)に、スケールの大きなデスポティズム論の可能性を感じ

る。多田は上記において、自己のアジアの生産様式論を展開する前に、戦前以来のアジアの停滞論の重荷について触れ、それが戦後東洋史学に重くのしかかっていたこと、戦後東洋史学の歩み、そこにおいて提出されたさまざまな理論的な構想が、停滞論批判の試みと運動していたことを述べている。多田論文の評者らによつて、多田論文が中国史における戦後最初のアジアの生産様式論と書かれることが多いが、先の森谷の、戦後の中国古史論が、彼らの視野にまったく入っていなかったことがわかる。

さらに、多田は同論文においては、秋沢修二『支那社会構成』が、その実際の内容とはちがく、「アジアの生産様式論」批判をはつきりと掲げていたことに言及していない。

おそらく、秋沢修二がデスポティズム、家長制、中央集権的官僚制、大規模公共事業などアジアの生産様式に特有なエレメントを列挙し、中国の歴史的停滞を論じた点に目を奪われたためであろう。なお多田には、中国アジア派の始祖ともいふべき侯外廬の故郷を訪ねた興味深い旅行記がある(『漢魏晋史の研究』一九九九)。

それにして、秋沢は何故、『支那社会構成』(一九三九)において、アジアの生産様式の否定と、灌漑・治水などアジアの生産様式のエレメントを指標とする停滞論の展開を同時に行なったのであろうか。筆者の疑問は、なぜアジアの生産様式存在を否定し続けたかにある。むしろあつさり肯定した方が、理論的に矛盾が少なかったはずであった。多分、秋沢はアジアの生産様式の否定すなわち、原始社会、奴隸制、封建制、資本主義、社会主義へという歴史発展の五段階論(スターリンの公式)を守ることによつて、自分が盧溝橋事件以後の時局に表面的には迎合しながらも、全面的に屈服はしていないことを示そうとしていたのではないかと考えている。

逆耳順耳

矢吹 晋

新聞記者の日本語能力

旧臘二二日、『日本経済新聞』が「中国、対日輸出トツプ」米抜き主役に、「日系企業からも選流」と題する記事を掲げた。

この見出しを素直に読めば、「中国の日本向け輸出」が「トツプ」になった、というのは、「中国の輸出」順位において「日本向け輸出」が「トツプ」になった、の意味だと読むのが自然である。ところが、中国経済についてある程度の常識をもつ者にとつて、中国の輸出先のトツプが米国であるのは周知の事柄だ。そこで、「ギョギョ」と驚き、記事を読み直すハメになる。

繰り返すが、この見出しにおいて、主題は「中国の輸出」であるから、「中国の各国別輸出」のなかで「日本向け」がトツプになったと読むのが普通であり、これは中国経済についての常識では予想できない事柄なのだ。果して、本文に書いてあるのは、「中国の

輸出」の話ではなく、「日本の輸入」の話であった。いわく、中国が日本の輸入相手国として今年二〇〇二、米國を抜いてトツプになることが確実になった。要するにこれは財務省の日本貿易統計の単なる解説記事だ。

つまり、主題は明らかに、「日本の輸入」である。「日本の輸入」において、「中国からの輸入」が「米國からの輸入」を抜いて、「トツプ」の位置を占めた。これが記者(財務省貿易統計)の伝えたいメッセージなのだ。「米抜き主役に」という見出しは、「これまではトツプの地位にあったのは、米國であった事実を説明している。戦後の日本経済の米國一辺倒ぶりは誰もがよく知っている。

しかし、近年の中国経済の勃興のなかで、日中両国経済の連携が深まり、「日本の輸入」に占める中国の地位が米國を凌駕するに至った。たしかにこれはニュースであり、詳しく伝えるに値するニュースだ。

「日本の輸入」を主題とする文脈と、「中国の輸出」を主題とする文脈とは、その意味がまったく異なる点に注意を向けなければならない。この点が曖昧だと世論をミス

リードすることになる。

記事本文には、基本的に問題はない。財務省統計の解説にすぎないのであるから、特に記者の個性が現れるといった話ではない。欠陥報道の核心は、記事本文と異なる内容か、と誤解されそうな見出しをつけた「デスクおよびこの記事をトツプに掲げること」をえした編集局全体の責任である。この報道の関係者たちは、日本語の的確な理解ができないか、あるいは中国経済についての基本的事実を知らないか、いずれかである。あるいは両者の欠陥を合わせもつ可能性もある。

「中国、対日輸出トツプ」と書いたら、それなら、「中国、対米輸出トツプ」の地位はどうなったかと疑問が直に生まれる程度の知識を備えなければならぬ。

日本が主題ならば、「中国からの輸入トツプ」になり、「米國からの輸入は二位」に低下する。「日本の輸入相手国として中国が首位になった」これは注目すべき変化であり、重要な事実だ。しかしながら、「日本の輸入」は、「中国の輸出」と同じ実体を指すから、「輸入」=「輸出」と等号で結ぶのは、許されない。ある売買において、「売られる

もの」と「買ったもの」は、売買対象として同一である。だから賭マージャンにおいて、「儲かる者」と「損する者」との関係は、一方が損した分だけ、他方は儲かる。すなわち儲け「損失だ。だから、あなたは損したのではなく、得したのだ」といはいはるようなベテラン師もどきの論理に惑わされてはならない。この記事のような非論理が許されると考えればならない。「売り手」の立場と「買い手」の立場とは、天と地ほどの落差がある。デフレ下でモノを売る人の悩み、モノを買う側の強み、これがどの程度のものかを実感できない記者には、記事を書いて欲しくない。

経済がボーダーレスになったからといって、記者の頭脳から「売買の主体」が消えてしまったのでは、ボケ老人と同じである。忘年会のアルコール漬けで、狂ったのか。この種の新聞によって振り回されているようでは、日本経済は危しい。

「先祖・遠藤正範のこと」

年末の大掃除の際に、同郷出身の雪村研究家・大江孝画伯が送ってくれたコピーが

その碑はいまも墓地に残っている。
大江老の話では、この資料は、従弟中村敦夫（母の兄の息子）にも送ったという。敦夫の父は若くして郷里を出たので、この話は聞いていなかったと思われる。

話は後先になるが、旧守山藩に残された『御用留帳』を故阿部善雄が解読して、駆け入り農民史（至文堂）を書いたのは一九六五年のことだ。その内容がさらに敷衍されたのは、『目明かし金十郎の生涯』（中公新書）である。これらの中には、アジールすなわち駆け込み先として、神官であった母方の先祖（遠藤興守、遠藤無位方など）が三〇〇年くらい前から出沒し、彷徨する青年のアイデンティティ確認に大いに役立った。この本を通じて初めて私は、母の昔話が史実に裏付けられたものであったことを確認した。そして故郷の寒村を見直すことになった。しかしもう遅い。室蘭のナロードニキ城谷武男のように帰省するにはあまりにも条件を欠いていた。阿部さんの写した観音寺の境内は誠に美しく、イタズラ小坊主どもがその昔、住職に対してクソ坊主などと悪態をついて、逃げ回ったわが少年期を「聖化」しただけであった。

見つかった。『田村郡郷土史』田村郡教育会編纂、明治三十七年一月発行「第二四、志士仁人」である。パソコンの許すかぎり旧漢字を用いる。ただし原文にはない句読点を加えて読みやすくした。

本郡古来人傑ノ輩出セシモノ少カラズト雖モ而モ其事蹟ヲ詳ニスルヲ得ズ。今ヤ單ニ近世ノモノニ就キ其事蹟ノ梗概ヲ擧グレバ、左ノ如シ。遠藤正範八本郡守山村大字御代田ノ人ナリ。家世々神職タリ。本郡神職ノ総領ニシテ、注連頭ト稱ス。正範少時京師ニ遊ビ、吉田良方ニ從テ國學ヲ攻ム。業成リ家ニ歸居ス。人ト爲リ沈毅ニシテ義氣アリ。一郷ノ嚮慕スル所タリ。明治維新ノ初メ奥羽列藩同盟朝命ニ抗スルノ約アルニ及ビ、正範憤然トシテ藩主松平侯ニ説クニ、勤皇ノ大義ヲ以テス。遂ニ先鋒旗ヲ賜ヒ、兵ヲ募リ軍ニ從ハシム。正範東奔西走極メテ心力ヲ勞ス。因テ病ヲ得テ終ニ歿ス。時ニ年四十四。實ニ明治元年七月二十一日ナリ。事京師ニ聞シ、神祇官諡ヲ賜ヒテ伏魔靈神ト曰フ。正範嘗テ曰ク、大丈夫今日王事ニ死セズンバ

さて父方についての記録は、特にない。明治以後、守山村、守山町から田村町へ変身する過程で、伯父の代まで三代にわたって収入役を務めたことが分かる程度だ。公費の使い込みをしない程度には山林を所有していたと思われるが、農地改革で小作地はすべて失った。

毛沢東生誕一〇九年

旧臘一二月二六日付『北京青年報』を紹介して、『朝日新聞』栗原健太郎特派員が「紙に三木首相示す？三本線」「死の前日、毛元主席」「最後まで日本注視」「元医師が証言」なる記事を書いた。大新聞がわざわざ北京から送ってきた記事だから、念のために読んでみて腹が立った。私が一〇年以上も昔、『毛沢東と周恩来』（講談社現代新書、一九九一年）に書いた話とまったく同じであった。私は生活秘書孟錦雲の回想に基づいて書かれた郭金榮「毛沢東の黄昏歲月」（香港天地圖書、一九九〇年）に基づいて書いた。朝日の記事にいう、「側近が気がついて」と書いた、その側近こそが孟錦雲

何ノ面目アリテ祖先ニ地下ニ見エシヤト。竟ニ其言ヲ履ム。惜哉中道ニシテ歿ス。然レドモ後數月ヲ出スシテ東北平定其志ノ如シ。後郷人財ヲ贖シ碑ヲ建テ其事蹟ヲ表ス。當事王師ノ參謀從四位男爵渡邊清之レガ文ヲ撰ム。正範ノ如キハ一世ノ義人ニシテ死シテ尚餘榮アリト謂フベシ。

遠藤正範は私の母方の玄祖父である。若くして京都の吉田良方から國學を学んだこと、田村郡神職の総領「注連頭」であったこと、奥羽列藩同盟が、朝命ニ抗スルノ約アルニ及ビ、「正範憤然トシテ藩主松平侯ニ勤皇ノ大義」を説くとともに、行動を起こしたが、明治元年に四四歳で病死したこと、などが分かる。

正範の弟は西南戦争に従軍し、田原坂で戦死した。これらの昔話は小学生のころ、母から聞かされた話とおよそ同じである。「錦の御旗」の鮮やかさを説明されても、敗戦後の混乱のなかで「錦」なるものを見たことがない子供にとっては、単に空想するだけであった。「碑ヲ建テ其事蹟ヲ表ス。當事王師ノ參謀從四位男爵渡邊清之レガ文ヲ撰ム」。

にほかならない。つまり、この記事には新情報ゼロである。新聞が旧聞ばかり書くようになって久しい。身近な一例としてあえて書き留めておく。

丸川知雄監修 海外投融資情報財団編著 中国の産業力

注目9業種徹底検証

A5判三〇頁 定価一四〇〇円十税

「世界の工場」を目指して躍進を続ける中国産業力の調査報告書。注目9業種について①市場の特徴、②政府の政策、③将来の見通しを徹底検証して、その力の源泉を追究。図表を駆使した分かり易い構成で、中国市場を目指すビジネススマン必読の書。

神戸大学大学院経営学研究所助教
黄磷 編著

WTO加盟後の中国市場

流通と物流がどう変わる

A5判二〇八頁 定価一四〇〇円十税

WTO加盟によって中国国内市場と流通産業がどう変わるかを長期的な視点でとらえた調査報告書。